

記 録

令和 4 年 1 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月)

令和4年11月農業委員会定例総会議事録

令和4年11月農業委員会定例総会を令和4年11月28日（月）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席無し

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康

欠席 29番 矢野睦男

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

市長部局出席者

農業畜産課
主任主事 林田 紘典

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 黒木耕作委員 9番 山本孝志委員

日程第2

議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第81号 非農地証明願いについて

議案第82号 農地のあっせん申出について

議案第83号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

議案第84号 日向市行政機構図の改編について

報告第63号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第64号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第66号 農地転用許可不要届について

報告第67号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 1 1 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名に 3 番黒木耕作委員、9 番山本孝志委員を指名します。
よろしくお願いいたします。
次に議案審議に入ります。
まず議案第 7 9 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 3 7、土地の所在地は美々津、田が 1 筆で 1 7 8 m²です。
譲受理由、譲渡理由ともに贈与です。議案書に権利の種類を所有権（有償）と記載していますが、贈与なので（無償）の誤りです。修正をお願いします。
譲受人は現在 6, 1 9 0 m²を経営されており、主に水稻を作付けされています。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 1 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
番号 3 7 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 7 番委員 1 7 番委員です。問題ありません。
- 議長 ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第 8 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 2 3、土地の所在地は塩見、田が 1 筆で 7 7 4 m²です。
こちらは 9 月の総会で買受適格証明の申請が出された案件となります。
転用目的は廃材置場ですが、追認とありますとおり、譲受人がすでに廃材置場として利用しています。
昭和 6 0 年頃から、当時の所有者の許可を得て廃材置場としていたということで、譲受人から顛末書が出されています。
9 月総会で、申請地の隣接地に越境している可能性があり、越境の有無を確認後に 5 条の許可申請を行う旨を説明していましたが、申請地が公売にかかったことにより、登記簿上所有者が 1 1 名の共有地となっているため、境界立ち

記 録

事務局	<p>会いが困難となりました。しかし、先日の現地調査でも、所有権移転後には境界立会いを行うと代理人である行政書士と話しをしています。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、番号23担当の2番委員および20番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので原案の通りとします。</p> <p>次に議案第81号非農地証明願いについてであります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号24番、土地の所在地は東郷町山陰、登記地目は畑、登記面積は1,478㎡です。</p> <p>先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり農地として利用するには一定水準以上の物理的条件が必要な土地であり、現況としては原野の状態でした。</p> <p>今回の申請地は農振農用地区域に位置しますが、非農地ということになりましたら、この後除外の審議を行う予定となっています。</p> <p>以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号24担当の11番委員および19番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>11番委員です。問題ありません。</p>
19番委員	<p>19番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p>

記 録

議長	賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第82号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	関連がありますので、受付番号15、16併せて説明します。 土地の所在地塩見、地目は田が3筆で地積は合計3,044㎡です。 今回は所有者でもある申出人から、農地を貸したいということで申出がありました。 以上2件、皆さまのご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。 ここで、農地部会長（那須成章委員）に報告をお願いします。
農地部会長	本日総会前に農地部会を開催したため、その報告をします。 農地部会で検討しまして、総会であっせんを受けるということになれば、2番細川豪邦委員、20番佐藤力委員にあっせん委員をお願いしてはどうかという意見にまとまりました。 よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等ございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第83号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。 それでは、日向市農業畜産課林田主任主事に説明をお願いします。
農業畜産課	皆様お疲れ様です。10月より農振地域の担当になりました農業畜産課の林田と申します。よろしくをお願いします。 今回の農業振興地域整備計画の案件は計4件となっております。全て除外案件となっております。案件ごとにご説明させていただきます。 案件1については、1-1から1-5まであります。 まず、1-1につきましては、資材置き場の整備に伴い、除外するものです。土地の所在地は東郷町山陰、現況地目は原野、地積は860㎡です。 本人は、農業を営んでおり、資材置き場等で利用できる土地が不足しているため、当該地を利用したいということです。 また、代替地について検討したようですが、譲渡の問題等があり、代替地が

農業畜産課	<p>無いため、除外はやむを得ないと認めております。</p> <p>当該地北側が農用地と接していますが、進入経路は確保されており、除外を行った場合も影響が無いと認められます。</p> <p>当該地の除外による担い手に関する農用地利用の集積への影響は無く、周辺に土地改良施設も無いため支障はありません。</p> <p>土地改良事業についても該当はありません。</p> <p>次に、1-2、1-3、1-4については、転用目的外の除外のため、一括して説明させていただきます。</p> <p>1-2と1-4は、現況地目が山林のため除外を行うものです。</p> <p>1-3は、非農地証明を受けて除外を行うものです。いずれの案件も除外を行うことで土地利用、周辺の農業生産への影響はありません。</p> <p>1-5は転用目的の除外です。農家分家住宅の建設に伴う農用地の除外となります。現況は荒廃農地、地積は1,406㎡です。</p> <p>所有者の妹が親の介護等のため、実家の近くに住宅を建てたいと考えており、実家に隣接し、使われていない当該農地を活用したいと考えております。</p> <p>同敷地内には、駐車場や家庭菜園のスペースを確保したいとのことです。</p> <p>代替地について検討しましたが、譲渡等に関する問題があり、当該農地しか要件を満たす土地がありませんでした。</p> <p>これらの理由から、当該農地の代替地は無く、除外はやむを得ないと考えております。</p> <p>当該地は、山林または非農地決定による除外となることから、除外となった場合も影響は認められません。</p> <p>農地利用集積計画、農業委員会の農地転用あっせん等に関する条法により、担い手に関する農用地の集積に支障を及ぼす恐れはありません。</p> <p>周辺に土地改良施設も無いため支障はありません。</p> <p>土地改良事業についても該当はありません。</p> <p>次に案件2から4については、いずれも皆様に審議していただき、非農地証明を受けて、除外となった案件です。</p> <p>案件2、3は幸脇、案件4は平岩の土地です。当計画の変更については、資料に変更図をお示していますので、ご覧ください。</p> <p>以上、簡単な説明になりますが、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで農地部会が開催されていますので、部会長より報告をお願いいたします。</p>
農地部会長	<p>本日、総会前に農地部会を開催しましたので、報告いたします。</p> <p>先日、農地部会で案件1について、現地調査を行いました。</p> <p>現地調査後、案件1および非農地証明済みの案件2から4について、農地部会で検討した結果、問題無いという意見になりましたことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので原案の通りとします。</p>

記 録

- 議長 次に議案第84号日向市行政機構図の改編についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局長 今月21日に開催しました市長を本部長とする日向市行政改革推進本部会において行政機構の改編が行われました。この中で、農業委員会事務局について農政係、農地係を統合して農地調整係としたいと提案がありました。
現状は、昨年度の前任者から農地係長と農政係長を兼務していただいております。今年度も兼務となっております。
この一年以上にわたり、農政係は係長が一人となっております。繁忙期においては農地係の職員が係の区分を超えて、その業務に当たっております。
こういった状況を踏まえた上で、皆さまのご審議をお願いします
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等ございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告63号から第66号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
まず、報告第63号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。
届出の件数は10件、土地は田5筆、畑7筆で面積は、3,859㎡であります。
転用目的につきましては、住宅であります。
次に、報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。
届出の件数は9件、土地は田17筆で面積は、13,426㎡であります。
次に、報告第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。
届出の件数は1件、土地は田1筆、畑1筆で面積は、1,248㎡であります。
次に、報告第66号農地転用許可不要届についてであります。
1件目が、鉄塔用地への所有権移転と工事用地への転用であります。対象の土地と所有者は別紙に記載しております。
2件目が、特高電線を新しくするための転用であります。
ともに、九州電力送配電宮崎支社から届けられました。
次に、報告第67号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。
6月の定例総会にて可決した5条申請1件が県知事許可されています。
以上ご報告申し上げます。

記 録

議長 | ありがとうございます。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。